利付国庫債券（二十年）（第百二十六回）	二・〇％	平成四十三年三月二十日	十二億円	
利付国庫債券（二十年）（第百二十八回）	一・九％	平成四十三年六月二十日	五十億円	
利付国庫債券（二十年）（第百二十九回）	一・八％	平成四十三年六月二十日	五十億円	
利付国庫債券（二十年）（第百三十一回）	一・七％	平成四十三年九月二十日	七十億円	
利付国庫債券（二十年）（第百三十二回）	一・七％	平成四十三年十二月二十日	四十五億円	
利付国庫債券（二十年）（第百三十四回）	一・八％	平成四十四年三月二十日	十二億円	
利付国庫債券（二十年）（第百三十七回）	一・七％	平成四十四年六月二十日	三億円	
利付国庫債券（二十年）（第百四十二回）	一・八％	平成四十四年十二月二十日	百五十億円	
利付国庫債券（三十年）（第七回）	二・三％	平成四十四年五月二十日	三億円	
利付国庫債券（三十年）（第九回）	一・四％	平成四十四年十二月二十日	三十九億円	
利付国庫債券（三十年）（第十回）	一・一％	平成四十五年三月二十日	三十八億円	
利付国庫債券（三十年）（第十四回）	二・四％	平成四十六年三月二十日	十八億円	
利付国庫債券（三十年）（第十五回）	二・五％	平成四十六年六月二十日	四十億円	
利付国庫債券（三十年）（第十七回）	二・四％	平成四十六年十二月二十日	百二十九億円	
利付国庫債券（三十年）（第十八回）	二・三％	平成四十七年三月二十日	二十六億円	
利付国庫債券（三十年）（第十九回）	二・三％	平成四十七年六月二十日	二十五億円	
利付国庫債券（三十年）（第二十回）	二・五％	平成四十七年九月二十日	百一億円	
利付国庫債券（三十年）（第二十一回）	二・三％	平成四十七年十二月二十日	九十六億円	
利付国庫債券（三十年）（第二十二回）	二・五％	平成四十八年三月二十日	百十億円	
利付国庫債券（三十年）（第二十三回）	二・五％	平成四十八年六月二十日	九十六億円	
利付国庫債券（三十年）（第二十四回）	二・五％	平成四十八年九月二十日	七百三十八億円	
利付国庫債券（三十年）（第二十五回）	二・三％	平成四十八年十二月二十日	五億円	
利付国庫債券（三十年）（第二十七回）	二・五％	平成四十九年九月二十日	五十億円	
利付国庫債券（三十年）（第二十八回）	二・五％	平成五十年三月二十日	二百四十五億円	
利付国庫債券（三十年）（第三十二回）	二・三％	平成五十二年三月二十日	百億円	
利付国庫債券（三十年）（第三十三回）	二・〇％	平成五十二年九月二十日	八十億円	
利付国庫債券（三十年）（第三十四回）	二・二％	平成五十三年三月二十日	百六十七億円	
利付国庫債券（三十年）（第三十七回）	一・九％	平成五十四年九月二十日	七十億円	
利付国庫債券（三十年）（第三十八回）	一・八％	平成五十五年三月二十日	三十億円	

○財務省告示第三百九十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十五年十一月二十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年十二月十日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第二百九十七回、第二百九十八回及び第二百九十九回）及び利付国庫債券（二十年）（第四十二回及び第五十二回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行

五　募入決定の方法　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

六　発行額　額面金額で二千九百九十九億円

内訳（別表のとおり）

七　払込金額	三千百八十億六千四百九十八万八千円
八　最低額面金額	五万円
九　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日	平成二十五年十一月二十六日